

令和 7 年 1 0 月 3 日
政策経営部情報システム課

自治体情報システムの標準化への対応について

1 標準化について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、原則、令和 7 年度末までに、基幹業務にかかるシステムを国が定める標準仕様に適合したシステム（標準準拠システム）へ移行することが求められるとともに、当該システムをクラウド環境で利用するよう努めることとされている。

※自治体情報システムの標準化とは

これまで自治体ごとに個別に維持管理、改修等を行っていたシステムについて、自治体共通の標準仕様にに基づくシステム（標準準拠システム）を利用することにより、システム改修等の負担を軽減し、自治体職員が住民サービスや企画立案業務に注力して行政サービスの向上を図るとともに、全国共通のデジタル基盤を構築して行政運営の効率化を図る

2 移行スケジュールの一部変更について

本区では、原則、令和 8 年 1 月に対象となる基幹系システムの標準化及び国が整備するガバメントクラウドへの移行を予定していたところ、住民基本台帳、個人住民税、国民健康保険等の業務システムの事業者から、人的リソースのひっ迫等により、令和 8 年 1 月の移行が困難であるとの申し出があった。

これを受け、安全かつ円滑な移行を最優先とするため、以下の業務システムについて、移行時期の変更を行う。

また、これに伴い、国に対し特定移行支援システム（※）の申請を行う。

対象業務	住民基本台帳、選挙人名簿管理、個人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、印鑑登録
移行時期	【変更前】 令和 8 年 1 月 5 日 【変更後】 令和 9 年 1 月 4 日

※特定移行支援システム

事業者のリソースひっ迫等により、令和 8 年度以降の移行とならざるを得ないと国が認めたシステム（令和 7 年 4 月末時点で当該システムとして公表されている自治体は、全国で 6 0 7 自治体）

3 その他

上記以外のシステムについては、原則、令和8年1月の移行を予定しているが、移行時期を延伸するシステムと標準化へ移行するシステム間でのデータ連携が適切に行えるよう、引き続き各システム事業者と調整していく。

なお、本区では健康管理システムがすでに特定移行支援システムに該当しており、令和9年3月の移行を予定している。

(参考) 本区の標準化対象業務

対象業務					
1	住民基本台帳	7	国民健康保険	13	児童手当
2	選挙人名簿管理	8	後期高齢者医療	14	児童扶養手当
3	個人住民税	9	介護保険	15	子ども・子育て支援
4	軽自動車税	10	障害者福祉	16	戸籍
5	就学	11	生活保護	17	戸籍附票
6	国民年金	12	健康管理	18	印鑑登録

※国が定める20業務中、都が所管する固定資産税、法人住民税を除く18業務